

第94回（令和元年9月10日）法科大学院等特別委員会における  
未修者教育に関する主な御意見

【全体について】

- 世の中の変化を取り込むようにしていかないと、法曹の世界だけがずっと取り残されて、そのうち役に立たないということになりかねない。どのように司法試験に結び付けていくかという議論に加え、法曹サイドに今の危機感を認識してもらうための議論も必要ではないか。
  
- 入学させた学生に責任を持って教育し法曹に育てるという責務は、未修者についてより一層強く求められる。未修者として入学し3年間で合格する道を提示している限りは、その中で合格できる実力を身につけさせるような方策を検討することが望ましい。
  
- 未修者教育をやっても司法試験の結果が振るわない。その結果、入学者数も下がっていくという、負のスパイラルに入ってきているような感がある。司法試験の合格率を上げることが目標とせざるを得ないのではないか。

【議論すべき法学未修者の属性について】

- 既修者コースで非法学部出身者や社会人経験者が孤立してしまうケースもあれば、未修者コースで法学部出身者がリーダー的な存在となって、本人も周りも能力を伸ばしていくような例もある。この問題を検討する際には、未修者コースの中でもどのような人に焦点を当てて議論するかを考える必要がある。
- 社会人と新卒者は分けて考えるべき。夜間開講のロースクールが減っていることや合格率のことを考えると、働きながらロースクールに通うことは難しいのが現状。社会人を取り込むのであれば、大きく考え直さないといけないのではないか。
- 個人事業主として仕事をしながら未修者コースで学ぶ例もある。地方で法曹の基盤を充実するという観点から、社会人の未修者教育に地方の観点も入れて考えていくとよいのではないか。

#### 【教育手法に関する意見について】

- 未修者の実力を向上させるためにはきめ細かにやるしかない。異なる分野から来た学生を上手くリードして学習効果を上げていくためには、補助教員が非常に重要。
  
- 自大学では入試に合格してから入学までの半年間で、試しに授業を受けることが出来るようにしている。試すということは、自分の適性を測った上で、会社を辞めて進学するかどうかを判断する材料と機会を提供できるという点で、検討すべきではないか。
  
- 時間的な制約がある学生の場合、出欠状況が確認できれば、遠隔で授業を聞くようなことも現実的だと思われるが、教員の負担などを考えると、昼の大学院の授業を夜自宅等で聞くことについても単位認定できる制度的な保証がなければ、大学での制度化は実際上難しくなってしまう。専門職大学院におけるICTの活用について課題を整理していく中で、未修者教育や多様な職業を持つ人の教育環境を位置付けて検討していくのが重要ではないか。

#### 【拠点化について】

- 未修者教育の拠点とする法科大学院にどのような教育体制を敷くのかは大変難しい。基本的には、各大学でしっかり取り組むべき。
- 自身の経験からも、既修者に勉強の仕方を教わったことが大変役に立ったと感じており、拠点化して既修者と切離すのは違うのではないか。

#### 【経済的支援について】

- 社会人が退職して入学する場合は、家庭がある場合もあり、費用の問題が大きい。社会人が受給しやすい形で給付型の奨学金を充実させていくべき。一方で、給付型の奨学金を受給する場合には、一定期間、法テラスなどで公的な仕事に就いていただくなどして、国民の理解を得ていくことも必要ではないか。

#### 【その他】

- 社会人や他学部の学生に法曹という道や法科大学院について十分に知られていないのではないか。ネガティブな情報がたくさんある中でポジティブな情報を届けるのは必ずしも容易でないというところがあるので、アイデアを出し合わないといけない。